



あかし交通安全だより 第21号

平成29年

平成29年11月

年末の交通事故防止運動

～ やさしさと笑顔で走る 兵庫の道 ～

《 運動期間：平成29年12月1日(金)から12月10日(土)までの10日

【 運動の重点 】

1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

※明石警察署管内では、自動車と道路横断中の高齢者が衝突する死亡事故が**2件発生**しています。
(平成29年10月末現在)



道路横断時は左右の安全確認を徹底しましょう！

2 飲酒運転の根絶

※飲酒運転追放「三ない運動」

- ①酒を飲んだら運転しない
- ②運転する時は酒を飲まない
- ③運転する人には酒を飲ませない

※飲酒運転には厳しい処分!!

○酒酔い運転

免許取消(欠格期間 3年)

○酒気帯び運転

- ①呼気中アルコール濃度0.25mg以上

免許取消(欠格期間 2年)

- ②呼気中アルコール濃度0.15mg以上0.25mg未満

免許停止90日



3 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

※「**明るい服装と反射材**」を活用しましょう!

- 白・黄色系統の服が効果的です。
- 夕方以降のお出かけの際は反射材を身に着けましょう。

※自転車は「**早めのライト点灯**」で存在感アップ!



4 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

※明石警察署管内の後部座席シートベルト着用率は**24.0%**で県下平均(45.5%)を**大きく下回っています**。事故から身を守るためにも**全ての座席でシートベルトを着用**しましょう!

(平成29年9月29日調査)



6歳未満の子供さんは必ずチャイルドシートに座らせましょう!

明石市・兵庫県明石警察署

交通安全教室をご希望の方は
明石警察署交通総務係
078 - 922 - 0110(内線413)まで